### ■建造物影響

電 波

計画目標 ・良好な画像が保たれていること

## 現状

### ■指標:建造物影響に関する苦情件数(2000年現在より増加させないことを目指す。)

近年は、複数の建築物によって複合的なテレビ受信障害が生じるケースもみられています。これらに対しては、原因者負担により、①受信アンテナの改善、②共同受信施設の設置等の措置が実施されています。

2008 年度に「中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき指導した苦情件数は 95 件で、前年度に比べ 38 件減少し、2000 年度に比べ 35 件減少しました。

また、2008年度に環境影響評価条例に基づき審査した件数は10件でした。

### ビル風

計画目標 ・ビル風害が抑制されていること

### 現状

### ■指標:建造物影響に関する苦情件数(2000年現在より増加させないことを目指す。)

市域は、春一番や台風時等を除けば、一般的な場所で年間平均風速は 2.4m/秒(1996 年度)程度であり、とりわけ風が強いという地域ではありませんが、高層建築物のまわりでは強風時においてビル風害のおそれが懸念されています。

このため、環境影響評価条例の対象事業では、立地場所の地形や類似事例等を分析した上で、防風ネット、防風植栽等によるビル風の緩和対策を講じています。2008 年度に審査した件数は4件でした。

### 日照

計画目標 ・ 住環境に著しい影響が生じていないこと

### 現状

### ■指標:建造物影響に関する苦情件数(2000年現在より増加させないことを目指す。)

建築物等による日照問題については、建築基準法、川崎市建築基準条例等に基づく日影規制によるほか、環境影響評価条例の対象となる建築物では日影図等を作成し、周辺環境に著しい影響を及ぼさないような配慮を講じることとしています。2008年度に環境影響評価条例に基づき審査した件数は10件でした。

また、まちづくり相談の一環として日照問題の相談を受け付けています。2008 年度に日照問題に関して受けた件数は 16 件で、前年度に比べ増減なく、2000 年度に比べ 41 件減少しました。

# 環境影響評価 (環境アセスメント)

環境に大きな影響を 及ぼすおそれがある事業について、その事業の 業について、その事業の環境への 影響を調査、予測、評価 し、その結果に基づきそ の事業について適正な 環境配慮を行うこと。川 崎市では、全国に先駆け て環境影響評価に関す る条例を制定している。

### ビル風害

ビル風害は、高層建築 物周辺で風向きが変化 するとともに風力が一 段と強くなる現象をい い、特に強風時に大きな 影響が生じます。

## 光 害

### 計画目標 ・周辺環境に配慮した適切な屋外照明とすること

## 現状

### ■指標:建造物影響に関する苦情件数(2000年現在より増加させないことを目指す。)

人工光による光公害については、1998年3月に環境庁(現環境省)が屋外照明の光害対策ガイ ドラインを策定し、地方自治体をはじめ、施設管理者、施設整備者、照明機器メーカー、広告物製 造メーカー、市民等への普及啓発に努めるものとしています。

市では、屋外広告物条例で激しく点滅する装置を使用しないよう規制しています。なお、2008年 度は光害に関する苦情の報告はありませんでした。

主な施策の概要 2008 (平成 20) 年度実績 2009 (平成 21) 年度計画等 具体的施策名 Ⅰ-6-1 建造物影響の防止 Ⅰ-6-1-1 電波障害の防止 テレビ電波受信障害を解消する措 | ロテレビ電波受信苦情件数:95 助言・指導を継続 置に関する助言・指導の実施 件 (-35件) [ま:まちづくり調整課] 中高層建築物等の建築及び開発行 □届出件数:177件(-34件) 継続実施 為に係る紛争の調整等に関する条 例に基づく指導の実施 [ま:まちづくり調整課] 環境影響評価に関する条例に基づ □審査件数:10件(±0件) 継続実施 く審査における受信対策への要請 [環:環境評価室] I-6-1-2 ビル風害の防止 環境影響評価に関する条例に基づ □審査件数:4件(±O件) 継続実施 く審査におけるビル風害防止への 要請 [環:環境評価室] Ⅰ-6-1-3 日照不足による影響の防止 日照の関係法令に基づく規制・指 □指導件数:22件 継続実施 導の徹底 [ま:まちづくり調整課] まちづくり相談業務 □運用状況 継続実施 [ま:まちづくり調整課] ·相談件数:64件(-59件) うち日照に関する相談件数 16件 □審查件数:10件(±0件) 環境影響評価に関する条例に基づ 継続実施 く審査における日照問題防止への 要請 [環:環境評価室] Ⅰ-6-1-4 光害の防止

光害ガイドラインに基づく環境に	□指導件数:O件(±O件)	継続実施
配慮した屋外照明の設置の指導		
[環:環境対策課]		
環境影響評価に関する条例に基づ	□審査件数:2件(+2件)	継続実施
く審査における光害防止への要請		
[環:環境評価室]		
屋外広告物条例により激しく点滅	□規制件数 一	継続実施
する装置の使用規制		
[建:路政課]		

### 光害

照明器具から漏れた 光や必要のない範囲を 照らす光によって、周辺 環境に好ましくない影 響を与えている状況の ことを光害(ひかりが い) という。主な影響と しては、居住者、歩行者、 交诵機関、天体観測とい った人間の生活及び諸 活動への影響や野牛牛 物や農作物への影響が あげられる。

### 電波障害

電波障害とは、中 高層建築物等により 周辺住宅においてテ レビ電波等の受信に 障害が生じる現象を いいます。